

中央区役所 千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉市決裁規程(平成4年千葉市訓令(甲)第1号。以下、決裁規程という。)別表第1 共通専決事項1 一般的事項中(5)、(6)、(7)に規定する専決事項の中央区役所所管事項の取扱いを別表1のとおり定める。
- 2 決裁規程別表第1 共通専決事項3 財務に関する事項(1)、(2)、(3)に規定する専決事項については、課長への回議を要するものとする。ただし、別表2に掲げる専決すべき事項の課内回議の順序は、同表の課内回議の欄に掲げるとおりとする。
- 3 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるもの及び決裁規程別表第1 中備考の規定によるものとする。
 - (1) 区長 区役所の長をいう。
 - (2) 課長 千葉市区役所事務分掌規則(平成4年千葉市規則第4号。以下「区役所事務分掌規則」という。)第2条及び第5条に定める課、室(課に置かれる室(以下「課内室」という。))を除く。)及び区政事務センターの長をいう。
 - (3) 課内室長 課内室の長をいう。
 - (4) 市民センター所長 市民センターの長をいう。
 - (5) 主査 区役所事務分掌規則第9条第8項に定める主査をいう。
 - (6) 決裁 事案の処理について、最終の意思決定をすることをいう。
 - (7) 専決 事案の処理について、常時市長に代わって決裁することをいう。
- 4 別表中(5)に該当する事項として別表1に定める処分について、当該処分を拒否する処分を行う場合には、決裁規程別表第1 共通専決事項1 一般事項(5)(6)の規定の趣旨を踏まえ、当該処分を専決する者(以下「専決者」という。)と同等以上の者に決裁を受けるものとする。
- 5 この事務処理要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別表1

課	班	専決すべき事項	専決者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
			区長	課長	課内室長	市民センター所長	主査		
総務課	管理班	(1) 行政財産の目的外使用の許可(総務課所管分に限る。)	○					(5)	
総務課	管理班	(2) 区役所庁舎の使用許可		○				(5)	
地域づくり支援課	支援第一班	(1) 行政財産の目的外使用の許可(地域づくり支援課所管分に限る。)	○					(5)	
地域づくり支援課	支援第一班	(2) 地方自治法(昭和22年法律第67条)第260条の2第1項の規定に基づく地縁による団体の認可	○					(5)	
地域づくり支援課	支援第一班	(3) 町内自治会諸届出の受理		○				(7)	
地域づくり支援課	支援第一班	(4) 広報板設置申請書の受理		○				(7)	
地域づくり支援課	支援第一班	(5) 千葉市認可地縁団体印鑑条例(平成5年千葉市条例第22号)に基づく印鑑の登録、廃止等の申請の受理		○				(5)	
地域づくり支援課	支援第一班	(6) 千葉市認可地縁団体印鑑条例に基づく印鑑の登録並びに登録事項の修正及び抹消		○				(7)	
地域づくり支援課	相談班	(1) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく登録及び鑑札の交付		○				(5)	
地域づくり支援課	相談班	(2) 狂犬病予防法第4条第4項及び第5項の規定に基づく変更届の受理		○				(7)	
地域づくり支援課	相談班	(3) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく注射済票の交付		○				(5)	
地域づくり支援課	相談班	(4) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第2条の2第2項の規定に基づく引換交付		○				(5)	
地域づくり支援課	相談班	(5) 千葉市空き家等の適正管理に関する条例(平成24年千葉市条例第50号)第6条の規定に基づく空き家等の管理不全な状態の改善の勧告	○					(6)	
地域づくり支援課	相談班	(6) 千葉市空き家等の適正管理に関する条例第7条の規定に基づく空き家等の管理不全な状態の改善命令	○					(6)	
地域づくり支援課	支援第二班	(1) 自主防災組織助成要綱に基づく自主防災組織設置助成の決定		○				(5)	
地域づくり支援課	支援第二班	(2) 防犯パトロール隊支援物品の配布の決定		○				(5)	
地域づくり支援課	支援第二班	(3) 落書き消去活動の支援の決定		○				(5)	
市民総合窓口課	住民異動班	(1) 千葉市印鑑条例(昭和54年千葉市条例第31号。以下この号において「条例」という。)の規定に基づく事務のうち次に掲げる事項	—	—	—		—	—	
市民総合窓口課	住民異動班	ア 条例第6条第1項及び第17条第3項の規定による登録		○				(5)	
市民総合窓口課	住民異動班	イ 条例第11条第2項の規定による修正		○				(5)	
市民総合窓口課	住民異動班	ウ 条例第12条第1項及び第19条第2項の規定によるまっ消		○				(5)	

別表1

課	班	専決すべき事項	専決者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
			区長	課長	課内室長	市民センター所長	主査		
市民総合窓口課	住民異動班	エ 条例第13条の再製		○				(5)	
市民総合窓口課	住民異動班	(2) 子どもの医療費の助成に関する条例第6条に規定する受給券の交付 (住民異動届出又は戸籍の届出に伴うものに限る。)		○				(5)	
市民総合窓口課	高齢医療・年金班	(1) 老人性白内障特殊眼鏡等費用助成要綱に基づく助成の決定		○				(5)	
市民総合窓口課	高齢医療・年金班	(2) はり、きゅう、マッサージ施設の利用券の交付		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4の規定による措置		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(2) 老人福祉法第11条の規定による福祉の措置		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(3) 千葉県老人福祉措置費用徴収規則(昭和58年千葉県規則第31号)第3条の規定による措置費徴収額の決定		○				(6)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(4) 千葉県老人福祉措置費用徴収規則第3条の規定による措置費徴収額の変更		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(5) 高齢者虐待防止法(平成17年法律第124条)第11条第1項の規定による立入調査等の決定		○				(6)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(6) 千葉県在宅高齢者等おむつ給付等運営事業実施要綱に基づくおむつの給付等の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(7) 千葉県生活管理指導短期宿泊事業実施要綱に基づく短期宿泊の利用の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(8) 生活支援ハウス営事業実施要綱に基づく利用の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(9) 千葉県ねたきり老人等寝具乾燥サービス運営事業実施要綱に基づく寝具乾燥サービスの決定		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(10) 千葉県高齢者緊急通報システム事業実施要綱に基づく利用の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(11) 千葉県要援護高齢者等日常生活用具給付等事業実施要綱に基づく給付等の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(12) 千葉県訪問理美容サービス事業実施要綱に基づく利用の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(13) 千葉県徘徊高齢者位置情報システム事業実施要綱に基づく利用の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班	(14) 千葉県生きがい活動支援通所事業実施要綱に基づく利用の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	高齢支援班 障害支援第一班	(15) 千葉県家具転倒防止対策事業実施要綱に基づく助成の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。)第17条の2第1項の規定による身体障害者の診査、更生相談及び措置		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(2) 総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療費(更生医療に限る。)の支給の認定		○				(5)	

別表1

課	班	専決すべき事項	専決者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
			区長	課長	課内室長	市民センター所長	主査		
高齢障害支援課	障害支援第一班	(3) 総合支援法第76条第1項の規定による補装具費の支給の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(4) 身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱に基づく改造費助成の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(5) 日常生活用具の支給及び貸与の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(6) 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年千葉市規則第15号)第4条の規定による資格の認定及び医療費助成金の支給の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(7) 重度ねたきり身体障害者等寝具乾燥サービス事業実施要綱に基づく寝具乾燥サービスの決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(8) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定による福祉手当の資格認定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条の規定による障害児福祉手当及び同法第26条の2の規定による特別障害者手当の資格の認定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(10) 千葉市心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年千葉市条例第11号)第4条の規定による福祉手当の資格の認定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(11) 千葉市心身障害児童福祉手当支給条例(昭和38年千葉市条例第10号)第5条の規定による福祉手当の資格の認定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(12) 在宅重度心身障害者おむつ給付等事業実施要綱に基づくおむつの給付等の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(13) 心身障害者通所施設通所交通費助成要綱に基づく通所交通費の助成の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(14) 心身障害者医療費一部負担金助成要綱に基づく資格の認定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第一班	(15) 重度身体障害者電話等助成要綱に基づく助成の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(1) 身障法第18条第1項の規定による障害者総合支援法(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスの措置		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(2) 身障法第18条第2項の規定による施設入所の措置		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(3) 身障法第18条第2項の規定による医療機関への入院の措置		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。)第15条の4の規定による総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの措置		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(5) 知障法第16条第1項の規定による施設入所等の措置		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等の支給の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(7) 児童福祉法第21条の5の7第1項の規定による障害児通所給付費等の支給の要否の決定		○				(5)	

別表1

課	班	専決すべき事項	専決者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
			区長	課長	課内室長	市民センター所長	主査		
高齢障害支援課	障害支援第二班	(8) 児童福祉法第21条の5の7第9項の規定による通所受給者証の交付		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(9) 児童福祉法第21条の5の8第2項の規定による障害児通所給付費等の支給決定の変更の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(10) 児童福祉法第21条の5の9第1項の規定による障害児通所給付費等の支給決定の取消し		○				(6)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(11) 児童福祉法第24条の6の規定による高額障害児施設給付費の支給の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(12) 児童福祉法第24条の26第1項の規定による障害児相談支援給付費及び同法第24条の27第1項の規定による特例障害児相談支援給付費の支給の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(13) 総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(14) 総合支援法第21条の規定による障害支援区分の認定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(15) 総合支援法第22条第1項の規定による介護給付費等の支給の要否の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(16) 総合支援法第22条第8項の規定による障害福祉サービス受給者証の交付		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(17) 総合支援法第24条第2項の規定による介護給付費等の支給決定の変更の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(18) 総合支援法第24条第4項の規定による障害支援区分の変更の認定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(19) 総合支援法第25条の規定による介護給付費等の支給決定の取消し		○				(6)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(20) 総合支援法第51条の14第1項の規定による地域相談支援給付費、同法第51条の15第1項の規定による特例地域相談支援給付費、同法第51条の17第1項の規定による計画相談支援給付費及び同法第51条の18第1項の規定による特例計画相談支援給付費の支給の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(21) 総合支援法第76条の2第1項の規定による高額障害福祉サービス費の支給の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(22) 千葉県身体障害者福祉措置費徴収規則(昭和61年千葉県規則第39号)第3条の規定による措置費徴収額の決定		○				(6)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(23) 千葉県身体障害者福祉措置費徴収規則第3条の規定による措置費徴収額の変更		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(24) 千葉県知的障害者福祉措置費徴収規則(昭和58年千葉県規則第32号)第3条の規定による措置費徴収額の決定		○				(6)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(25) 千葉県知的障害者福祉措置費徴収規則第3条の規定による措置費徴収額の変更		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(26) 千葉県グループホーム等家賃助成事業実施要綱に基づく助成の決定		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(27) 更生訓練費の支給の決定		○				(5)	

別表1

課	班	専決すべき事項	専決者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
			区長	課長	課内室長	市民センター所長	主査		
高齢障害支援課	障害支援第二班	(28) 地域生活支援給付費の支給の決定及び受給者証の交付		○				(5)	
高齢障害支援課	障害支援第二班	(29) 高額地域生活支援給付費の支給の決定		○				(5)	
こども家庭課	—	(1) 児童福祉法第22条第1項の規定による助産の実施		○				(5)	
こども家庭課	—	(2) 児童福祉法第23条第1項の規定による保護の実施		○				(5)	
こども家庭課	—	(3) 児童福祉法第24条第1項の規定による乳児・幼児その他の児童の保育の実施		○				(5)	
こども家庭課	—	(4) 千葉県児童福祉措置費等の徴収等に関する規則(平成15年千葉県規則第25号)第3条の規定による費用の額の決定		○				(6)	
こども家庭課	—	(5) 千葉県児童福祉措置費等の徴収等に関する規則第3条の規定による費用の額の変更		○				(5)	
こども家庭課	—	(6) 子どもの医療費の助成に関する条例(昭和45年千葉県条例第36号)第4条の規定による医療費の助成額の決定		○				(5)	
こども家庭課	—	(7) 子どもの医療費の助成に関する条例第8条の規定による医療費の返還額の決定		○				(6)	
こども家庭課	—	(8) 子どもの医療費の助成に関する条例第6条に規定する受給券の交付		○				(5)	
こども家庭課	—	(9) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条に規定する受給資格の認定		○				(5)	
こども家庭課	—	(10) 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)第6条に規定する受給資格の認定		○				(5)	
こども家庭課	—	(11) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条の規定による認定		○				(5)	
こども家庭課	—	(12) 交通遺児等に手当を支給する条例施行規則(昭和44年千葉県規則第39号)第3条の規定による支給の認定		○				(5)	
こども家庭課	—	(13) 母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年千葉県条例第12号)第4条の規定による医療費の助成額の決定		○				(5)	
こども家庭課	—	(14) 母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例第8条の規定による医療費の返還額の決定		○				(6)	
こども家庭課	—	(15) 母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和55年千葉県規則第30号)第10条及び第12条の規定による助成資格証明書の交付及び更新の可否の決定		○				(5)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第1項及び第5項の保護の開始及び変更の申請に対する決定		○				(5)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(2) 生活保護法第25条第1項及び第2項の規定による職権による保護の開始及び変更の決定		○				(5)	

別表1

課	班	専決すべき事項	専 決 者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
			区長	課長	課内室長	市民センター所長	主査		
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(3) 生活保護法第25条第2項の規定による職権による保護の変更の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(4) 生活保護法第26条の規定による保護の停止及び廃止の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(5) 生活保護法第28条第4項の規定による調査に応じないときの保護の変更、停止及び廃止の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(6) 生活保護法第48条第4項の規定による届出の受理		○				(7)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(7) 生活保護法第61条の規定による届出の受理		○				(7)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(8) 生活保護法第62条第3項及び第4項の規定による保護の変更、停止及び廃止の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(9) 生活保護法第63条の規定による被保護者の返還額の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(10) 生活保護法第77条の規定による徴収額の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(11) 生活保護法第78条の規定による徴収額の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(12) 生活保護法第80条の規定による保護金品の返還の免除		○				(5)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(13) 中国残留邦人等支援法(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第1項及び第5項の規定による支援給付の開始及び変更の申請に対する決定		○				(5)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(14) 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第25条第1項及び第2項の規定による職権による支援給付の開始及び変更の決定		○				(5)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(15) 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第25条第2項の規定による職権による支援給付の変更		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(16) 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定による支援給付の停止及び廃止の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(17) 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第4項の規定による調査に応じないときの支援給付の変更、停止及び廃止の決定		○				(6)	

別表1

課	班	専決すべき事項	専決者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
			区長	課長	課内室長	市民センター所長	主査		
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(18) 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第48条第4項の規定による届出の受理		○				(7)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(19) 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第61条の規定による届出の受理		○				(7)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(20) 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第62条第3項及び第4項の規定による支援給付の変更、停止及び廃止の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(21) 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第63条の規定による返還額の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(22) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定においてその例によるものとされた生活保護法第77条による徴収額の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(23) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定においてその例によるものとされた生活保護法第78条による徴収額の決定		○				(6)	
社会援護第一課 社会援護第二課	保護第一班 ～ 保護第五班	(24) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定においてその例によるものとされた生活保護法第80条による支援給付金品の返還の免除		○				(5)	
健康課	すこやか親子班	(1) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条の規定に基づく養育医療給付の決定		○				(5)	
健康課	すこやか親子班	(2) 自立支援法第52条第1項の規定による自立支援医療費(育成医療に限る。)の支給認定		○				(5)	
健康課	すこやか親子班	(3) 里帰り等妊婦一般健康診査料助成の決定		○				(5)	
健康課	すこやか親子班	(4) 特定不妊治療費助成の決定		○				(5)	
健康課	こころと難病の相談班	(1) 精神障害者入院医療費助成要綱に基づく医療費助成の決定		○				(5)	
健康課	こころと難病の相談班	(2) 自立支援法第52条第1項の規定による自立支援医療費(精神通院医療に限る。)に係る医療受給者証の交付		○				(5)	
健康課	こころと難病の相談班	(3) 精神障害者通所施設通所交通費助成事業実施要綱に基づく通所交通費助成の決定		○				(5)	
健康課	こころと難病の相談班	(4) 千葉県福祉タクシー事業実施要綱に基づくタクシー利用券の交付		○				(5)	
健康課	こころと難病の相談班	(5) 千葉県障害者等自動車燃料費助成事業に基づく給油券の交付		○				(5)	
健康課	こころと難病の相談班	(6) 千葉県ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業実施要綱に基づく医療費助成の決定		○				(5)	
市民センター	—	(1) 千葉県印鑑条例(以下この号において「条例」という。)の規定に基づく事務のうち次に掲げる事項	—	—	—	—	—	—	

別表1

課	班	専決すべき事項	専 決 者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
			区長	課長	課内室長	市民センター所長	主査		
市民センター	—	ア 条例第6条第1項及び第17条第3項の規定による登録				○		(5)	
市民センター	—	イ 条例第11条第2項の規定による修正				○		(5)	
市民センター	—	ウ 条例第12条第1項の規定によるまっ消				○		(5)	
市民センター	—	エ 条例第13条の再製				○		(5)	
市民センター	—	(2) 国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給の決定				○		(5)	
市民センター	—	(3) 生活保護法に基づく診療依頼書の交付				○		(5)	

備考 1.社会援護第一課は保護第一班～保護第四班と読み替える。

別表2

部	課・課内室	専決すべき事項	課内回議	備考
中央区役所	高齢障害支援課 介護保険室	(1)介護保険被保険者の資格の得喪に関すること。	主査、介護保険室長の順	
		(2)介護保険料の賦課に関すること。		
		(3)介護保険料その他の徴収金の徴収に関すること。		
		(4)介護保険料その他の徴収金の徴収猶予及び減免に関すること。		
		(5)介護保険に係る認定に関すること。		
		(6)おむつ代に係る医療費控除の確認に関すること。		
		(7)介護保険給付等(被保険者に代わり事業者に支払うものを除く。)に関すること。		
		(8)高額介護サービス費等の貸付けに関すること。		
		(9)介護保険に係る第三者求償事務の受付及び調査に関すること。		
		(10)介護認定審査会(合議体に限る。)に関すること。		
		(11)介護保険利用者負担額の減免に関すること。		
		(12)居宅介護支援事業者等支援費の支給に関すること。		
		(13)市の収入金の収納に関すること(納付書によるものに限る。)		